



明治30年代における台湾銀行の日本製紙幣について

その他のタイトル	The Japanese Banknotes of the Taiwan Bank in the Meiji 30s
著者	何 娟娟
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian cultural interaction studies
巻	13
ページ	781-790
発行年	2020-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00020054

明治30年代における台湾銀行の日本製紙幣について

何 娟 娟

The Japanese Banknotes of the Taiwan Bank in the Meiji 30s

HE Juanjuan

After Sino Japanese War of 1894-1895, Taiwan was incorporated into Japanese territory. Although Taiwan has a unique geographical location, the island is rich in natural resources, but there are no mature financial institutions in the island, the monetary system is complex, currency chaos is serious. As a result, economic development has stagnated. The Japanese government aims to revitalize Taiwan's economy, reforming Taiwan's monetary system, putting into implementation of gold standard system, decision to establish Bank of Taiwan. Later Bank of Taiwan issues one yuan bond and five yuan bond in Meiji 32, fifty yuan bond in Meiji 33, ten yuan bond in Meiji 34 circulating in the market by extremely popular. People on the island gradually changed from using money to using silver bonds, Finally accepted of voucher. The bank bonds issued by the Bank of Taiwan are printed and introduced in Japan, This paper will clarify the process of the introduction of silver bonds and the current situation after introduction.

Keyword: Meiji 30s, Bank of Taiwan, Bank notes

キーワード：明治30年代、台湾銀行、銀行券

はじめに

日清戦争（甲午中日戦争1894-1895年）の結果、台湾が日本の版図に入ったことは、実に日本国が進展する上で、新時代を画するものと言える。元来、日本は版図が狭小で、人口も密集しており、さらにそれを発展させるためには新たな道を開拓しなければならないことは誰でも容易に理解できるであろう。東アジアの一地域に位置する関係上、西へと向かうか、または南へと向かうか、という選択肢は避け難いものである。そして、その進出の拠点とすべきは、まず台湾をおいて他には求められない。この資源豊富にして、かつ一大沃土をもつ台湾を自国の領域に加えることになったことは、日本の将来の発展を約束するとともに、その開発利用を進めるには好都合であった¹⁾。そのため、日本政府は帝国主義下で植

1) 『台湾銀行四十年誌』、大日本印刷株式会社、昭和14年（1939）8月5日発行、1頁。

民地としての台湾を営み始めた。

波形昭一氏は「台湾銀行の設立と幣制改革」において、台湾の金融機関は極めて未発達の状態にあり、ほとんど欧米居留外商と清商の組織・支配下にあり、その活動は専ら前期的前貸制度による製茶・製糖金融など主要輸出品生産部門の掌握にあった。それに、清朝支配下の台湾には近代的な貨幣制度はなく、諸外国の銀貨が秤量鑑定によって流通し、かつ100種以上もの銅銭が雑然と使用されていた。この状態は日本の領有後もしばらく続き、しかも戦後は日本の円銀・兌換券も多数流入したので、台湾の貨幣事情は一層混乱した。台湾銀行の設立が必要になり、その最初に説いたのは当時の大蔵大臣松方正義だったようである。明治28年台湾施政に際した時の大蔵大臣松方侯爵は「台湾を得たる以上は之を開拓するには利用厚生主義に則り先づ金融機関を設置すべく而して其の金融機関は紙幣発行権を有する特殊銀行たらしめ以て他日非常の時変に際会するも克く新領土の財政を補助し経済界の発達を図らしむるの覚悟を要す」との意見を有し²⁾、松方をはじめ大蔵官僚が当時いかなる理念の下に台湾銀行法案を作成したのか、明治30年3月日本政府は第10議会に台湾銀行法案を提出し、4月1日台湾銀行法を法律第38号によって公布した。明治31年第4代台湾総督児玉源太郎と民政局後藤新平の新コンビが誕生し、7月頃から二人は大隈内閣下の大蔵・内務省に台湾銀行設立の急務を督促していたが、32年1月には後藤も委員会に加わり、急速に設立手続きを整えていった。台湾銀行は資本金500万円（払込125万円）を以て同年6月設立免許を受け、9月26日に開業した（本店台北）と述べている³⁾。張新知氏、朱琦氏は「日治時期台湾銀行及其発行的貨幣」において、明治32年（1899年）3月、法律第34号をもって、台湾銀行法第8条第1項を「台湾銀行は券面金額壹圓銀貨一枚以上の銀行券を発行することを得」と改正させられたが、その銀行券を発行するのに間に合わずに、直接日本の“明治通宝”版銀元票を表面の文字、部分図案及び色彩だけ変更して採用し、日本政府印刷局に渡し印刷してもらった。明治32年9月29日に壹圓券を発行したのを始めとして、12月25日に五圓券を、翌33年12月3日には五拾圓券を、34年2月5日にも拾圓券を発行したと述べている⁴⁾。鄒建華氏は「簡述日本占領台湾時期的通貨問題」において、日本は台湾を占領後、島内における台湾銀行を設立し、台湾銀行券を発行したが、幣制改革を行い、日本国内の補助貨幣を流通させたなどと述べている⁵⁾。熊涵東氏は「浅談日本侵略中国期間発行的貨幣」において、『日本貨幣手冊』⁶⁾の内容を分析し、1894年から1945年まで日本は中国における発行した貨幣の種類及び数量を詳細的に紹介した⁷⁾。しかし、これらの先行研究には、1899年から1901年まで日本政府印刷局による印刷した銀行券が台湾銀行までに導入された経緯及び台湾銀行で発行した銀行券の流通状況について詳らかにされていない。

そこで本論文において、明治32年から明治34年まで台湾銀行の日本製紙幣（銀行券）の導入及び流通

2) 『台湾銀行二十年誌』、台湾銀行編、大正8年、14頁。

3) 波形昭一、「台湾銀行の設立と幣制改革」、「経済大学研究」、独協大学経済学部、1974年6月、第14号、36頁、39頁、44頁、52頁。

4) 莊宏彬『台湾錢幣目録』、東南集郵社、2005年、18-21頁。

5) 鄒建華「簡述日本占領台湾時期的通貨問題」、中山大學學報、1995年、第1期、54-60頁。

6) 日本貨幣商協同組合編集、『日本貨幣手冊』、東京出版、2003年。

7) 熊涵東「浅談日本侵略中国期間発行的貨幣」、『中国錢幣』、2005年、第90期。

状況について検討してみたい。

一 台湾銀行における日本製紙幣を導入した背景

台湾は土地が北部の亜熱帯圏から南部の熱帯圏までに取り囲まれ、自然に恵まれる豊富な資源を持ち、農産物及び林産物の生産は甚だ多く、主に茶、砂糖、米と樟腦などがある。この故に、日本政府は領台後、総督府を置き、民衆を安心させ、皇化に染み込ませることを期待すると共に、その資源の開発に努め、国家の財力に富み武力に強い基礎を築き、更に隣国中国に南洋に進出し、漸次経済的海外発展の基点を足らしめる。しかし、資源の開発の前提は島内秩序の回復が必要になるが、他民族及び強盗の被害が頻繁に起こり、治安の方法はまだ完備していない⁸⁾。一方、台湾においては、馬蹄銀その他各種の銀貨と銅貨が雑然として流通しているが、その種類が百数十種に上がり、軍政時代における日本銀行の兌換券、壹圓銀貨及補助貨などを流通し、一層貨幣制度の複雑混乱を招いた⁹⁾。

当時、台湾の総督府は貨幣の流通に努め、租税その他の公納に対しては、もはら日本銀行の兌換券また貨幣を使用させたが、なお、民心がまだ不安定で、十分の効果を期待することはない。銀貨の使用に慣れた本島人は日本銀行の兌換券を何度も不換に陥いたことがあり、それに中国錢莊の発行する銀票と同一見たが、日本の銀貨と兌換券との間に較差を附することに至った。そして、明治30年3月日本において貨幣法を公布させられ、同年10月より金本位制度を実施したが、島内において流通貨幣は直ちに該法に適しないため、当分の間本島においては金圓を計算単位とするが、実際に流通貨幣は壹圓銀貨及び銀兌換券を使用させる過渡的幣制を探した¹⁰⁾。

臺灣銀行ハ台湾ノ金融機関トシテ商工業並公共事業ニ資金ヲ融通シ臺灣ノ富源ヲ開発シ、經濟上ノ発達ヲ計リ、尚進ミテ營業ノ範圍ヲ南清地方及南洋諸島ニ拡張シ、是等諸国ノ商業貿易ノ機関トナリ、以テ金融ヲ調和スルヲ以テ目的トス。今ヤ台湾ニ於テ金融機関トシテ見ルベキモノ甚ダ微々タル景況ニシテ、金融疎通ノ途ナキガ為非常ノ高利ニ苦メラレ、又各種ノ事業ハ本邦人ノ經營ニ係ルモノ甚ダ稀ニシテ、概ネ外人ノ専有スル所トナレリ。故ニ此ノ新領土ノ人民ヲシテ金融機関ノ信用ヲ悟ラシメ、同時ニ我国人が漸次ニ臺灣於テ事業ヲ為スニ便益ヲ興へ、以テ之ヲ誘掖スルノ途ヲ開カザルベカラズ。又臺灣ハ我本土ト遠ク隔離セルガ故ニ、經濟上同島ノ独立ヲ計ルハ最必要ニシテ、一朝事アルニ当リテモ、能ク經濟上ノ独立ヲ維持シ得ベキ方策ヲ施設スルヲ要ス。又臺灣ニ於テハ内外ノ貨幣雜然流通シ、幣制殆ド紊亂ノ極ニ遠セルヲ以テ、臺灣銀行ヲシテ幣制整理ノ任ニ當ラシムトス。是レ速ニ臺灣銀行設立ヲ必要トスル所以ナリ。¹¹⁾

8) 『台湾銀行四十年誌』、大日本印刷株式会社、昭和14年8月5日発行、第2頁。

9) 同6、第124頁。

10) 同6、第125頁。

11) 同6、第7-8頁。

領台後数年間には保安の制度は尚堅固が足りず、信用組織がまだ発達せず、従って本島を中心とする有力なる金融機関の設備もなかったのである。しかも、新領土の経営、特に経済の発達、資源の開発並びに中国の南部、南洋に対する貿易促進のため、この種機関の設置は最も急務とする所になることである。

明治30年11月台湾事務局長野村政明は13名台湾銀行創立委員と一緒に任命させられ、直ちに創立事務にした。しかし、その時日本は日清戦役後、財界好況の反動期に入り、外国貿易は不振で、金融は梗塞し、株式並びに物価は暴落を重ね、恐慌状態を出現した。日本政府は当時の経済情勢その他を考慮した結果、委員会の意見を受け、特別の保護を提供することに決め、本行資本金五百萬圓の中に百萬圓を政府において引き受け、且つ最初の五年間政府の持ち株に対する配当金を準備金に加え、株式募集の困難を軽減すると同時に、本行の基礎を堅固にする目的を以って、台湾銀行補助法案を第13回帝国議会に提出させられ、その協賛を經ち、明治32年3月2日法律第35号を以って、該法の公布を見るに至った¹²⁾。

明治32年6月12日創立委員は台湾銀行の設立免許を申請し、即日免許をさせられた。15日に東京市で本行事務所を設け、16日に創立委員長より事務の引き継ぎを受け、7月5日に創立総会を開き、営業に関する諸般の準備のために、理事候補者及び監査役の選挙を行った。創業の際は種々業務上の困難が非常に多かったが、殊に本行銀行券の準備が不足しているが、創立委員会は7月24日に準備用圓銀貨を日本政府に出願し、27日に銀行券発行の準備として、金二百萬圓に相当する壹圓銀貨及び補助貨を満五年間無利子にして本行に貸下げられた。これに基づき、明治32年8月1日以降行員を採用し、16日に本店開業準備のため、日本銀行出張所（総督府構内舊清国府庁）の一部を借り受け、仮営業所として9月26日に営業を開始し、29日に初めて銀行券を発行させた。また10月1日に日本銀行台北出張所より台湾島内における金庫事務の引き継ぎを受け、2日に台南支店及び台中、嘉義、宜蘭、鳳山、新竹、澎湖島、滬尾の7つ出張所においては、島内本支店出張所間の為替事務を、神戸支店においては一般の業務を開始し、これで本行創立事務は完了した¹³⁾。

明治30年4月公布された台湾銀行法は、その第8條において「台湾銀行は五圓以上の無記名式一覽拂の手形を発行することを得」と規定したが、10月日本において金本位制を実施させられた結果、本法により発行すべき手形の支払いも当然金貨を以ってすることであった。しかし、台湾においては古来銀貨を愛用する習慣があり、しかも内外各種の銀貨雜然として混用している状態となり、本行において更に金券の発行は一層通貨制度の混乱を招来するため、日本政府は当分の台湾においては金貨計算を持ち価格を定め、壹圓銀貨を流通する過渡的幣制を実施する必要を認められ、本行発行券に関する規定も改定することとなり、明治32年3月法律第34号を以って、台湾銀行法第8條第1項を「台湾銀行は券面金額壹圓銀貨一枚以上の銀行券を発行することを得」と改正させられた¹⁴⁾。

その後、台湾銀行は一覽拂の手形に代わり、銀貨を以って兌換する銀行券、いわゆる銀券を発行することとなり、開業後三日即ち明治32年9月29日に壹圓券を発行したのを始め、12月25日に五圓券を、翌

12) 『台湾銀行四十年誌』、大日本印刷株式会社、昭和14年8月5日発行、第9頁。

13) 同10、第11頁。

14) 『台湾銀行四十年誌』、大日本印刷株式会社、昭和14年8月5日発行、第42-43頁。

33年12月3日に五拾圓券を、34年2月5日に拾圓券を発行した。これらの銀行券は日本の印刷局により印刷製作してから、台湾銀行までに導入されたものである。

二 台湾銀行における銀行券について

台湾銀行によって発行された銀行券が、日本から台湾まで導入された経緯、また、導入された後の流通状況について詳細的に検討してみたい。

「台湾日日新報」には、以下の内容が記載されている。

銀行票額 臺灣銀行之銀票、現在印刷中、緣因印刷局多忙、定於本月二十日、按五十萬圓之額先行到臺、其餘就本年中按二百萬圓位發行云々。¹⁵⁾

とあって、台湾銀行の銀行券は今、日本印刷局において印刷中となるが、同局が多忙のため、延引し本月20日にはその金額50萬圓ほど到着すべきである。その他、本年中には凡そ200萬圓ぐらいは発行の見込みとなると言う。という、台湾銀行の銀行券は日本印刷局で印刷し製作されてから、台湾までに導入されたのである。

銀行券が流通する前に、政府から告示が以下のように周知されていた。

銀票告示 臺灣銀行發行之銀票、豫將其銀票之形狀、如何使人民一體周知、且銀票與日本銀行兌換券一樣通用、告示中應刊刻銀票之形狀一張、由各辦務署揭示、備本島人過眼知情云々。¹⁶⁾

とあり、台湾銀行が銀行券を発行するについては予めその銀券の如何なる形状なるかを凡て一般に知らせるが、かつ銀券は日本銀行兌換券を同じく通用すべきことを告示するために、見本として銀券1枚と各辦務署に揭示し、本島人の注目を引くことにすべきだと言う。その後、銀行券の形状に関する告示が揭示された。

銀票發行 臺灣銀行發行之銀票、其大及形狀、如往年太政官發行之不換紙票一圓形票面、繪雙龍蟠、其中央書明銀貨一圓或銀貨五圓云¹⁷⁾

とあって、台湾銀行が発行した銀行券はその大きさ及び形状は太政官が発行した不換紙幣一圓形に類似し券面には双龍蟠まりて其の中央に銀貨一枚若しくは銀貨五枚を記しているものだという。そうして、日本印刷局で印刷製作された銀行券が、次々と台湾銀行まで運ばれてきた。

15) 『台湾日日新報』、第407號、金曜日、明治32年9月8日。

16) 『台湾日日新報』、第409號、日曜日、明治32年9月10日。

17) 『台湾日日新報』、第429號、月曜日、明治32年9月30日。

兌換銀券 臺灣銀行準備兌換紙幣活潑流通、去月廿二日運到四十五萬圓業已至基、尚有六十餘萬圓、擬定本月廿二日由班輪橫濱丸運臺云。¹⁸⁾

とあり、台湾銀行は銀行券の兌換を積極的に準備しているが、先月の22日に基隆入港の四十五萬圓が到着し、今月の22日に台湾まで横浜丸で六十餘萬圓を運ばれる見込みになるという。台湾銀行は、到着した銀行券を市場に流通させたが、その結果よい効果が出た。

銀券流通 臺灣銀行自開張以來、流行之券僅一圓者通行頗盛。而五圓十圓之券票迨客臘二十一日始由京都輪到、於二十六日始行轉用、至歲末之日計銀券發行總額共有百三十萬千九百四十圓內、流通額九十萬四千餘圓爾後查出收回。至本月六日調查銀券發行額百七十四萬四千九百九圓內、流通額八十九萬千五百九十八圓云。¹⁹⁾

とあって、台湾銀行は開業以来、額面一圓の銀行券が盛んに流通していた。その額面の五圓、十圓の銀行券は京都から12月21日に到着し、26日に使用を始めたが、12月末、その発行総額は1301940圓で、流通額は904000圓となった。今月の6日に調査された一圓の発行額は1744909圓で、流通額は891598圓となったという。その後、銀券が次々に到着した。

銀票到臺 一昨日入港之東京丸輪船、為臺灣銀行載來銀票17萬張每張金額五圓即八十五萬圓、又一圓之銀票四十萬張即四十萬圓、計共百二十五萬圓云。²⁰⁾

とあり、一昨日入港の東京丸によって台湾銀行へ到着し、銀券は五圓券が17萬枚で、即ち85萬圓になり、一圓券が40萬枚で、即ち40萬圓になり、併せ125萬銀圓となったという。

銀票又到 一昨日臺灣銀行由京都運到、五圓銀券二十萬枚、一圓券六十萬枚云。²¹⁾

とあり、一昨日京都からの郵船は台湾銀行へ到着した銀行券は五圓券が20萬枚で、一圓券が60萬枚となったという。

銀票又到 臺灣銀行開設銀票信行、其數甚盛、昨日班輪橫濱丸至基、載到臺灣銀行、一圓券七十五萬枚、五圓券十八萬九千枚、合共百五十九萬三千三百圓云。²²⁾

18) 『台湾日日新報』、第434號、水曜日、明治32年10月11日。

19) 『台湾日日新報』、第507號、金曜日、明治33年1月12日。

20) 『台湾日日新報』、第517號、水曜日、明治33年1月24日。

21) 『台湾日日新報』、第543號、土曜日、明治33年2月24日。

22) 『台湾日日新報』、第565號、金曜日、明治33年3月24日。

とあり、昨日基隆まで入港の横浜丸によって台湾銀行へ到着した銀券は一圓券が75萬枚で、五圓券が18萬9千枚になり、合計1593300圓となったという。台湾銀行へ導入された銀行券は発行高と流通高がますます増加してきた。明治32年9月より明治33年1月に至る27ヶ月間において発行した台湾銀行券及びその流通高を月別すれば、以下表1のように、なる²³⁾。(単位：圓)。

表1

年月	発行高	流通高
32年9月	449098	0
32年10月	1050000	34229
32年11月	1523337	198828
32年12月	1834917	904003
33年1月	2698252	999025
33年2月	2755131	1432149
33年3月	2600070	1625337
33年4月	3016100	1769747
33年5月	4443071	2198986
33年6月	5682204	2513183
33年7月	3855707	2538491
33年8月	5623287	2334915
33年9月	4452608	2276411
33年10月	4828750	2133763
33年11月	3797401	1864001
33年12月	3583390	2254394
34年1月	3697522	2111108
34年2月	3130867	2061368
34年3月	3422442	1985245
34年4月	3368964	2223279
34年5月	3408490	2469419
34年6月	3750433	2581106
34年7月	3616956	2749011
34年8月	4035296	2952178
34年9月	3566173	2733844
34年10月	3167312	2595926
34年11月	3194221	2601061

表1によれば、明治32年9月から明治33年1月までの27ヶ月間において、その銀行券の流通高は年々増加していったのである。

台湾銀行券の発行に伴って、民間における兌換券の使用は徐々に変わってきた。台湾における兌換券及び台湾銀行券の趨勢については、未だ確たる統計の存在するものがないため、往々臆測を逞しく、ややもすれば台湾銀行券の信用が薄いと説くものさえあることになったが、近年、その筋の調査に係る兌

23) 『台湾日日新報』、第1098號、水曜日、明治34年12月27日。

換した台湾銀両紙幣の統計は、台湾銀行券の流用が甚だうまくゆき、全島に普及することを明瞭に示しており、それによって、概計を掲げる²⁴⁾。

重要な市街地（基隆、新竹、彰化、宜蘭、臺中、苗栗、嘉義の七かっ所）に於ける収入で、官吏の手許において、租税その他諸の収入として収納されたもので、各貨の平均割合を示している。表2のようになる。（千分比例）。

表2

年分	兌換券	臺銀券	圓銀	補助貨	金貨
33年上半期	255	415	249	76	5
33年下半期	83	551	312	53	1
34年上半期	14	665	152	169	1

租税その他の諸収入として徴収され、各貨幣各期平均歩合に基づき、最終の始の月に於ける実収歩合の比較表3は次の通りである。（千分比例）。

表3

地名	年分	兌換券	臺銀券	圓銀	補助貨	金貨
基隆	33年1月	453	448	17	37	45
	34年4月	52	553	276	119	0
新竹	33年1月	92	212	607	89	0
	33年10月	0	166	834	0	0
苗栗	33年1月	841	51	51	57	0
	34年5月	90	737	81	92	0
臺中	33年1月	244	29	639	88	0
	34年5月	0	921	28	51	0
嘉義	33年1月	338	328	106	208	0
	34年5月	5	342	42	42	0
彰化	33年1月	812	70	60	58	0
	34年5月	25	501	350	12	0
宜蘭	33年1月	334	374	92	199	0
	34年6月	10	700	191	99	0

表3によって見れば、台湾における兌換券の流通は、漸次台湾銀行券に変更させられたことが争うべからざる事実となった。台湾本島において流通する貨幣は、日本銀行兌換券、台湾銀行券、一圓銀貨、五十錢二十錢十錢五錢の補助銀貨、白銅貨、二錢一錢五厘の銅貨及び方孔錢の十二種類となるが、その流通状況の一部を記し、租税及び手数料徴収における歩合を挙げると²⁵⁾、以下表4のようになる。

24) 『台湾日日新報』、第1055號、木曜日、明治31年11月6日。

25) 『台湾日日新報』、第1721號、木曜日、明治37年1月28日。

表4（千分比例）

日本銀行券	台湾銀行券	一圓銀貨	五十錢銀貨	二十錢銀貨	十錢銀貨	五錢銀貨	白銅貨	二錢銅貨	一錢銅貨	五厘銅貨	方孔錢
59	5972	3127	108	327	291	0	45	8	15	6	0

表4によれば、台湾銀行券はいずれも便宜とするもの多く、その額も最多数を占めている。日本銀行兌換券は、流通上、その額が少数であり、補助貨幣中五錢銀貨は、その額が極めて少なく、殆ど流通しているとは思えない。五十錢二十錢十錢補助銀貨及び白銅貨は、多く順調に流通しているが、銅貨は便利ではあるが、その額が常に不足している。方孔錢は流通上不便であるが、その額はほとんど流通しない。台湾銀行券の流通高は、年と共に増加するという発展を示し、この時期から六年間の台湾銀行券の発行高及び民間流通を比較すると、三十六年前の計数は、皆銀券のみとなり、三十七年以降の計数は、銀券を時価にして計算し、金を以って以下表5を示す²⁶⁾。

表5（単位：圓）

年月	発行高	流通高
33年9月銀	4432608	2276411
34年9月銀	4566173	2733844
35年9月銀	4943271	4197412
36年9月銀	4507197	3792241
37年9月金	4994940	3354527
38年9月金	8046089	6214372

表5によると、明治36年以前には、基本的に銀券が民間に流通していたが、明治37年より金券が発行された。ということは、台湾銀行券は、明治33年から明治36年まで盛んに流通されていた。明治39年3月、銀券の発行が停止され、漸次還収された。この銀券は短時間存在していたが、確かに民間においては大歓迎された。

おわりに

明治30年10月日本において金本位制が施行された結果、法律により発行すべき手形の支払いも、もちろん金貨を以って行われることになる。元来、台湾に広く流通した貨幣は銀貨であったが、従来、銀貨の使用に慣れた台湾本島人にとって、直ちに金貨のみを使用させる急激な幣制の変更は諸種の弊害を生ずる懸念があったため、便宜的な処置として、一圓銀貨を流通させる過渡的幣制を施行し、銀貨を以って兌換する銀行券を発行することとなる。当時、その発行に際しては、特に周到な注意を払い、努めて自然の流通に任かせる処置をしたが、銀行券の利便がよいということになり、漸次周知され、その流通も円滑となった²⁷⁾。当初、台湾銀行券は銀行券を発行した時、金銀両種の銀行券を発行流通させたが、銀

26) 『台湾日日新報』、第2216号、火曜日、明治38年9月19日。

27) 『台湾銀行四十年誌』、大日本印刷株式会社、昭和14年8月5日発行、第46頁。

券の使用が順調になされるようになった後、徐々に銀行券の銀貨引換を金貨引換に改め、金券の使用に慣れるに伴って、銀貨及び銀券を回収する方策を制定した。

明治37年7月に金券が発行され、39年3月に銀券の発行は停止されたが、42年3月には律令第1號を以って、銀券の引換期限が、同年12月31日限りと定められたが、その引換満期の際における引換未済高は、すべて銀行券発行高から控除した²⁸⁾。台湾本島の幣制は、これによって整理を完了し、名実共に金本位制となった。台湾銀行を台湾に設置し、台湾に特殊な幣制を施行し、特別の権利を与えたのは日本の金本位制を台湾本島に普及させるためだといえよう。

28) 『台湾銀行四十年誌』、大日本印刷株式会社、昭和14年8月5日発行、第128頁。